

一般社団法人茨城県安全運転管理協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人茨城県安全運転管理協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を茨城県水戸市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、道路交通法（昭和35年法律第105号）に定めるところにより茨城県公安委員会に選任の届け出をした安全運転管理者等（安全運転管理者、副安全運転管理者、安全運転管理者専任者、茨城県内にある法人の主たる事務所の性質を有する事業所）の資質の向上及び安全運転管理業務の改善等に努めるとともに、安全運転管理者選任事業所における交通安全活動を促進し、茨城県内の警察署の管轄区域ごとに正会員・賛助会員で組織する団体（以下「地区協議会」という。）相互間の緊密な連絡協調を図ることを目的する。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 地区協議会の交通安全活動等に対する助成
- (2) 安全運転管理業務に関する調査、研究、指導及び情報の収集
- (3) 機関誌、テキスト等の編集発行及び広報資料の作成配付
- (4) 運転者等の教育訓練及び運転適性検査
- (5) 優良安全運転管理者等の表彰
- (6) 会員及び地域住民に対する交通安全意識の普及高揚と連絡協調
- (7) 関係行政官庁及び関係諸団体との連絡協調
- (8) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項各号に掲げる事業は、茨城県内において行うものとする。

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した安全運転管理者等
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (3) 特別会員 この法人に功労のあった者又は学識経験者で総会において推薦及び

承認された入会者

- 2 この法人の社員（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）以下「法人法」という。）は、地区協議会ごとに概ね正会員100名の中から1名の割合（端数は切り上げとする。）をもって選出される代議員とする。ただし、地区協議会の正会員の数が200名以内の場合には2名を、1,000名以上の場合は10名を当該地区協議会の代議員数とする。
- 3 代議員を選出するため、地区協議会ごとに正会員による代議員選挙を行う。代議員を選出するために必要な細則は総会において定める。
- 4 前項の規定にかかわらず、地区協議会の総会の議決があった場合には、地区協議会における総会の決議によって代議員を選出することができる。
- 5 代議員は、正会員の中から選ばれることを要する。正会員は、第3項及び前項の代議員の選出に立候補することができる。
- 6 第3項及び第4項の代議員選出において、正会員は他の正会員と等しく代議員を選出する権利を有する。理事又は理事会は代議員を選出することはできない。地区協議会においても同様とする。
- 7 第3項及び第4項の代議員の選出は、2年に1度、定時総会前の2箇月内に実施することとし、代議員の任期は、選出後に実施される定時総会の日から、その2年後に実施される定時総会の日の前日までとする。ただし、代議員が総会決議取り消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員解任の訴え（法人法第266条第1項、第268条、第278条、第284条）を提起している場合（法人法第278条第1項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。）には、当該提訴が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない（当該代議員は、役員選任及び解任（法人法第63条及び第70条）並びに定款の変更（法人法第146条）についての決議権を有しないこととする。）。
- 8 代議員が欠けた場合又は代議員の員数を欠くこととなるときに備えて補欠の代議員を選出することができる。補欠の代議員の任期は、任期の満了前に退任した代議員の任期の満了する時までとする。
- 9 補欠の代議員を選出する場合には、次に掲げる事項も併せて決定しなければならない。
 - (1) 当該候補者が補欠の代議員である旨
 - (2) 当該候補者を1名又は2名以上の特定の代議員の補欠の代議員として選出するときは、その旨及び当該特定の代議員の指名
 - (3) 同一の代議員（2名以上の代議員の補欠として選出した場合にあつては、当該2名以上の代議員）につき2名以上の補欠の代議員を選出するときは、当該補欠の代議員相互間の優先順位
- 10 第8項の補欠の代議員の選出に係る決議が効力を有する期間は、当該選出後2年以

内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会までとする。

11 正会員は、法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、社員と同様にこの法人に対して行使することができる。

- (1) 法人第14条第2項の権利（定款の閲覧等）
- (2) 法人第32条第2項の権利（社員名簿の閲覧等）
- (3) 法人第57条第4項の権利（総会の議事録の閲覧等）
- (4) 法人第50条第6項の権利（社員の代理権証明書等の閲覧等）
- (5) 法人第51条第4項及び第52条第5項の権利（議決権行使書面の閲覧等）
- (6) 法人第129条第3項の権利（計算書類等の閲覧等）
- (7) 法人第229条第2項の権利（精算法人の貸借対照表等の閲覧等）
- (8) 法人第246条第3項、第250条第3項及び第256条第3項の権利（合併契約等の閲覧等）

12 理事又は監事は、その任務を怠ったときは、この法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、法人法第112条の規定にかかわらず、この責任は、すべての正会員の同意がなければ、免除することができない。

（入会）

第6条 この法人の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込をし、その承認を受けなければならない。

（会費）

第7条 正会員及び賛助会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

（退会）

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

（除名）

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を毀損し又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

（会員資格の喪失）

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務2年以上履行しなかったとき。
- (2) 総代議員が同意したとき。
- (3) 会員である団体が解散したとき、又は会員である個人が死亡したとき。

(会費の不返還)

第11条 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既に納入した会費及びその他の拠出金は、これを返還しない。

第4章 総会

(構成)

第12条 総会は、すべての代議員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第14条 総会は、定時総会として事業年度終了後、6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会決議に基づき会長が招集する。

2 総代議員の議決権の10分の1以上の議決権を有する代議員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第16条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、代議員1名につき1個とする。

(決議)

第18条 総会の決議は、総代議員の議決権の過半数を有する代議員が出席し、出席した当該代議員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総代議員の半数以上であって、総代議員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任

- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第20条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第19条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及び総会に出席した代議員のうちから選出された議事録署名人2名以上が署名捺印する。

第5章 役員及び職員

(役員を設置)

第20条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 30名以内
- (2) 監事 3名以内

2 理事のうち、1名を会長、3名を副会長、1名を専務理事とする。

3 前項の会長及び副会長をもって法人法上の代表理事とし、専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第21条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選任する。

3 監事は、この法人の理事又は職員を兼ねることはできない。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。副会長は、会長を補佐し、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。専務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 会長、副会長及び専務理事は、毎事業年度に4箇月を越える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第25条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第26号 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において定める報酬等の支給の基準に従って算出した額を報酬等として支給することができる。

(事務局及び職員)

第27条 この法人に事務局を置き、事務局長及び必要な職員を置く。

2 職員は別に定めるところにより会長が任免する。但し、重要な職員の選任は理事会の決議を経て、会長がこれを任免する。

3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

第6章 理事会

(構成)

第28条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第29条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職

(招集)

第30条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は事故あるときは、副会長が理事会を招集する。

(議長)

第 31 条 理事会の議長は会長がこれに当たる。

(決議)

第 32 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、法人法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 33 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には会長、副会長及び監事並びに会議において選出された議事録署名人 2 名が前項の議事録に署名捺印する。

第 7 章 資産及び会計

(事業年度)

第 34 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 35 条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日

までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第 36 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 6 号の書類については、定時総会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置くとともに、定款及

び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事、監事及び代議員の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第37条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第38条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(剰余金)

第39条 この法人は剰余金の分配を行うことができない。

(残余財産の帰属)

第40条 この法人が精算をする場合において残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 広告の方法

(広告の方法)

第41条 この法人の広告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をする事ができない場合は、茨城県において発行する茨城新聞に掲載する方法による。

第10章 補則

(委任)

第42条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は理事会の決議を経て、会長が定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替える準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の会長は、森島鎮一郎、副会長は、市原薫、宇田川仁一郎、箱島博、専務理事は、飯田孝男とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人

の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替える準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般社団法人の設立の登記を行ったときは、第34条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前の日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

- 4 この定款の施行後の最初の代議員は、施行の日前に社団法人茨城県安全運転管理者協議会の正会員であった地区協議会の施行の日の前日時点における代表者のうち移行後も正会員となることをあらかじめ表明した者とする。
- 5 この法人は、この定款施行後の最初の定時総会の日の前の日までに第5条に基づく代議員の選出を行うものとする。